

機密性2 完全性1 可用性1 情報

達示第21号

令和5年6月23日

福岡拘置所長

「福岡拘置所死刑確定者外部交通取扱規程」の一部改正について
令和元年5月24日付け達示第36号「福岡拘置所死刑確定者外部交通取
扱規程」の一部を別表のとおり改正し、令和5年7月1日付けで施行する。

令和元年5月24日付け達示第36号「福岡拘置所死刑確定者外部交通取扱規程」の制定について 下線部は一部改正部分

改 正 後	改 正 前
(封筒及び便箋等の規格)	(封筒及び便箋等の規格)
第26条 死刑確定者が使用する封筒及び便箋は、以下のとおりとする。	第26条 死刑確定者が使用する封筒及び便箋は、以下のとおりとする。
(1) 封筒は一重のものとすること。	(1) ~ (3) (同左)
(2) 特別の用紙を必要とする場合を除き、通信用紙は通常の便箋とすること。	
(3) 1通の信書に用いる便箋は、原則として7枚以内とすること。ただし、弁護人等へ発信する信書はこの限りでない。	
(4) 筆記用具は、原則として <u>シャープペンシル（黒色）又はボールペン（黒又は青色）</u> を使用させるものとする。	(4) 筆記用具は、原則として <u>黒及び青ボールペン</u> を使用させるものとする。
(5) 郵便書簡に同封する便箋の枚数は、原則として6枚までとする。	(5) (同左)
2 信書の記載方法等は、以下のとおりとする。	2 信書の記載方法等は、以下のとおりとする。
(1) 容易に判読できる大きさ、形状、 <u>濃さ</u> の文字（原則日本語）を使用すること。	(1) 容易に判読できる大きさ、形状の文字（原則日本語）を使用すること。
(2) 文字は、便箋の表面（罫線のある面） <u>の罫線間に1行ずつ</u> 記載し、	(2) 文字は、便箋の表面（罫線のある面）に記載し、 <u>罫線各行間内へ</u>

<p><u>欄外や裏面</u>への記載はしないこと。</p> <p>(3) 絵などを記載し、これに重ねて文字を記載しないこと。</p> <p>(4) 未記入の便箋を同封しないこと。</p> <p>(5) 封筒には、宛名人の<u>郵便番号</u>、住所及び氏名、<u>差出人の郵便番号</u>、<u>住所及び氏名</u>、<u>速達であればその表記を記載し</u>、原則として、他の文字又はイラスト等（レタリング、住所及び氏名への下線表記を含む。）の記載は認めない。</p> <p>(6) <u>シャープペンシル（黒色）、ボールペン（黒又は青色）以外の筆記用具を使用し、便箋に書いた文字にアンダーラインを引くことは認めるが、文字の記載（文字の縁取りを含む。）便箋の枠取り及び便箋全体に色を塗ることは認めない。</u></p>	<p><u>の2行以上の記載や欄外への記載はしないこと。</u></p> <p>(3) (4) (同左)</p> <p>(5) 封筒には、宛名人の住所及び氏名のみを記載させ、原則として、他の文字又はイラスト等（レタリング、住所及び氏名への下線表記を含む。）記載は認めないものとする。</p> <p>(新設)</p>
---	---

機密性2情報 完全性1情報 可用性1情報

達示第36号

令和元年5月24日

一部改正 令和5年6月23日

福岡拘置所長

「福岡拘置所死刑確定者外部交通取扱規程」の制定について
標記について別紙のとおり定め、本年6月10日付けで施行する。

別紙

福岡拘置所死刑確定者外部交通取扱規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 外部交通の相手方の届出
- 第3章 面会
- 第4章 信書の発受
- 第5章 雜則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当所における死刑確定者の外部交通について必要な事項を定め、その適正な実施を期することを目的とする。

(根拠)

第2条 当所における死刑確定者の外部交通に関する取扱いは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）、平成18年5月23日付け法務省矯成訓第3359号法務大臣訓令「被収容者の外部交通に関する訓令」、平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令及び被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」及び平成19年5月25日付け法務省矯成第3246号矯正局長通達「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会等の取扱いについて」（以下「同通達」という。）によるほか、この規程による。

(決裁基準)

第3条 面会表及び書信表の決裁は統括矯正処遇官(第一担当)（以下「第一統括」という。夜間・休日は監督当直者とする。）の代理決裁とする。

(留意事項)

第4条 死刑確定者の拘禁の本質は、外部交通の遮断を含む社会からの隔離であるが、親族との外部交通は、人道上の観点から、一般的にはこれを許すのが適当であるほか、重大な利害に係る用務の処理のため外部交通による意思連絡が必要となる場合があることなどに留意し、収容目的に応じた適正な処理に努めなければならない。

- 2 未決拘禁者としての地位を併有する場合には、死刑確定者であることに基づく制約と未決拘禁者であることに基づく制約が重疊的に及ぶものであるが、他方で、弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）から受ける信書の検査は確認の限度にとどめるものとされるなど、未決拘禁者としての防御権に配慮されることを念頭に、その法的地位に応じた適正な処理に留意しなければならない。
- 3 死刑確定者の外部交通を担当する職員は、外部交通に係る関係法令に通じようしておくとともに、知り得た情報を処遇担当職員と共有するなど、関係職員との適切な連携を図らなければならない。

第2章 外部交通の相手方の届出

(外部交通の相手方の届出)

第5条 死刑確定者の面会及び信書の発受の許否の判断に資するため、死刑判決確定に係る告知後又は当該死刑確定者を所管する処遇部門の統括矯正処遇官（以下「所管の統括」という。）が必要と認めた場合には、当該死刑確定者に対し、親族その他面会の申出をすることが予想される者及び信書の発受をすることが予想される者について、「面会の相手方届出表」（別紙1）及び「信書の相手方届出表」（別紙2）に定める申告表の提出を求めるものとする。

- 2 所管の統括は、必要と認める場合には、当該死刑確定者に対し、申告表に記

載された者との関係を証明する書類等の提出を求めるものとする。

- 3 死刑確定者が申告表を提出した場合、所管の統括は、当該死刑確定者との関係、面会又は信書の発受を必要とする事情等を踏まえた可否の方針に関する意見を添え、所長の決裁を受けるものとする。
- 4 前項の決裁が終了した後、所管の統括は、速やかに面会及び信書の発受の可否に関する方針を当該死刑確定者に告知するものとする。

第3章 面会

(面会の相手方)

第6条 死刑確定者に対し、法第120条第1項各号に掲げる者から面会の申出があったときは、第33条第4項の規定及び賞罰の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

- (1) 法第120条第1項第2号の「重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者」とは、面会の目的が死刑確定者の用務の処理であり、その用務が、重大な利害にかかわるものであり、かつ、死刑確定者の用務の処理のため、その者が面会することが必要である次の者等をいう。
 - ア 死刑確定者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、婚姻、親権、子の養育、相続等のため、相談することが必要な者等をいう。
 - イ 死刑確定者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等のことをいう。
 - ウ 死刑確定者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、当該死刑確定者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者等のことをいう。
- (2) 法第120条第1項第3号の「死刑確定者の心情の安定に資すると認めら

れる者」とは、例えば、当該死刑確定者からの申出により、当所が当該死刑確定者との継続的な教誨を依頼した教誨師のことをいう。

- 2 死刑確定者に対し、法第120条第2項に掲げる者から面会の申出があった場合において、前条規定の届出に関する調査の結果や死刑判決確定前の外部交通の状況等を踏まえ、その者との交友関係の維持、その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるとときは、これを許すこととする。
- 3 死刑確定者との面会を希望する者（以下「面会人」という。）について、法第120条に掲げる者に該当するか否か疑義がある場合、首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）は、職員をして死刑確定者に対し、面会の必要性等を質問させることができる。

（面会の受付）

第7条 面会受付職員は、面会人に対し、面会申込票（別紙3）を提出させるものとする。

（面会人の調査）

第8条 第5条の届出により外部交通を包括的に許可する方針とした者以外の者から面会の申出があった場合、第一統括の指名する職員は、次に掲げる調査を行うものとする。

（1）法第120条第1項各号に掲げる者との面会

法第120条第1項各号に掲げる者に該当するかについて、必要に応じて面会人から、面会を希望する死刑確定者との関係、面会の目的等の事情を聴取する。

（2）法第120条第2項に掲げる者との面会

法第120条第2項に掲げる者に該当するかについて、面会人の身元を確認した上で、面会人と死刑確定者との関係、過去の外部交通の状況、面会による刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれの有無等を調査する。

2 前項の調査において、必要がある場合には、面会人に身分証明書、必要な書類等の提出又は提示を求めるものとする。

(面会の立会い等)

第9条 死刑確定者の面会は、処遇首席が指名した職員が立ち会うこととし、立会いを省略する場合は、録音又は録画するものとする。ただし、当該死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のため、その立会い、又は録音若しくは録画させないことを適当とする事情がある場合において、処遇首席が相当と認めるときは、この限りでない。

(面会の記録)

第10条 面会担当職員は、面会の立会いを行った場合には、面会表に面会の日時、面会人の身上、面会の談話の要旨等を記載し、決裁に付すものとする。

2 面会の立会いを省略し、録音又は録画を実施した場合は、録音又は録画により確認した内容、未決拘禁者若しくは面会人から面会内容を聴取した場合はその内容を、それぞれ面会表に記載するものとする。

3 面会人に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会人が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、面会表に面会人の氏名、説明内容及び面会の申出をした者が取り下げた旨を記載すること。

(面会を許さない場合の告知)

第11条 法の規定により面会を許さない場合には、死刑確定者に対し、面会を許さなかった日及び相手方の氏名について告知を行うものとする。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げることにより実質的に面会の目的が達成される場合等には、相手方の氏名を省略して告知する。

2 死刑確定者に対する面会を許さない場合の告知は、当該死刑確定者の所管の統括が指名した職員が行うこと。

(面会の一時停止及び終了)

第12条 面会担当職員は、死刑確定者又は面会人が、次の各号のいずれかに該当する行為等をする場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会

を一時停止するものとする。

(1) 死刑確定者又は面会人が次のいずれかに該当する行為をするとき。

ア 面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数

その他面会の態様について、当所が定めた制限に違反する場合

イ 当所の規律及び秩序を害する行為

(2) 死刑確定者又は面会人が次のいずれかに該当する内容の発言をするとき。

ア 暗号の使用その他の理由によって、面会担当職員が理解できないもの

イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ウ 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

エ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

2 面会担当職員は、前項各号のいずれかに該当する場合において、死刑確定者又は面会人に注意を促すことで足りるときは、死刑確定者又は面会人の行為又は発言を制止して警告するものとし、注意を促すことでは足りない場合や死刑確定者又は面会人が職員職員の制止に従わず、面会を一時停止する必要があると認められる場合には、必要に応じ、次に掲げる措置を執るものとする。

(1) 死刑確定者及び面会人に対し、その場で静かに待機するよう命じること。

(2) 死刑確定者と面会の相手方との間をカーテン等により遮へいすること。

(3) 死刑確定者又は面会人に対し、面会の場所からの退室を命じること。

3 面会担当職員は、前項により面会を一時停止した場合には、速やかに第一統括処遇首席又は所管の統括に面会の状況等を口頭で報告し、面会表にその旨を記載するものとする。

4 前項の報告を受けた第一統括等は、当該面会の状況、面会継続の可否に関する意見等を所長に報告して指示を仰ぎ、面会の終了又は継続の措置を執るものとする。

(面会人の人数制限)

第13条 面会人の人数は、3名以下とする。ただし、乳幼児等で3名を超えて

入室しなければならない等の特別な事情が認められるときは、この限りでない。

(面会の場所)

第14条 面会の場所は、一般面会室又は当職が特に指定する場所とする。

(面会の申出の日及び時間帯)

第15条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、規則第19条第2項第1号及び第2号に掲げる日（以下「休庁日」という。）以外の日の午前8時30分から午後4時までとする。

(面会の日及び時間帯)

第16条 面会を実施する日及び時間帯は、原則として休庁日以外の日の午前8時30分から午後5時までの時間帯とする。ただし、午前11時30分から午後1時までに受け付けたものについては、原則として午後1時から面会を実施する。

2 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者で弁護人等との面会受付時間は、日曜日その他政令で定める日以外の日の刑事施設の執務時間内とする。ただし、同通達において、夜間・休日であっても面会を実施しなければならない場合は、夜間・休日においても受け付けるものとする。

また、当所の執務時間以外に実施する弁護人等面会は、同通達の範囲内で実施するものとする。

(面会の時間)

第17条 面会の時間は、30分を下回らない範囲で実施するものとする。ただし、面会の申出状況、その他の事情に鑑みて5分を下回らない範囲で制限して差し支えないが、可能な限り面会時間を確保するよう努めるものとする。

なお、死刑確定者と再審請求のため選任された弁護士（以下「再審請求弁護人」という。）との面会時間については、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を来さない限り制限しないこととする。

おって、再審請求弁護人があらかじめ申告している面会時間を超える場合において、再審請求弁護人から延長の申し入れがあった場合も、当所の規律及び

秩序の維持その他管理運営上支障を来さない限り、延長して差し支えないものとする。

(面会の回数)

第18条 死刑確定者及び面会人に許す面会の回数は、原則として一日につき1回とする。

なお、死刑確定者と再審請求弁護人との面会については、面会の回数に算入しないこととする。

(面会人の遵守事項)

第19条 一般面会室の利用方法その他の面会の態様について、面会人（弁護人等を除く。）が遵守すべき事項は次のとおりとし、面会人待合室に掲示するものとする。

- (1) あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。
- (2) 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用しないこと。
- (3) あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- (4) 施設内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。
- (5) 遵守事項に違反する場合は、面会を一時停止したり、終了することがあること。
- (6) 面会には職員が立会い、又は録音し、若しくは録画することがあること。
- (7) 職員の職務上の指示に従うこと。
- (8) 施設の管理運営上必要な制限の内容

(再審請求のための弁護士との面会)

第20条 死刑確定者と再審請求弁護人との面会は、一般面会室で行うものとする。ただし、当職において、一般面会室で面会を行わせることが相当でないと認めた場合は、この限りでない。

2 死刑確定者が、再審請求弁護人と面会する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、法第121条ただし書による立会い等を省略するものと

する。ただし、立会い等を省略することにより当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められ、又は当該死刑確定者の心情の安定を把握する必要性が高いと認められるなど特段の事情があるときは、立会い等を省略しない。

- (1) 再審請求弁護人から再審に係る弁護人選任届が示されていること。
- (2) 死刑確定者又は再審請求弁護人から再審請求に向けた打合せ等である旨の申出があつたこと。
- (3) 死刑確定者又は再審請求弁護人から立会い等のない面会とすることの申出があつたこと（死刑確定者から申出があつた場合において、再審請求弁護人が職員の立会い等を求めてきたとき又は再審請求弁護人から申出があつた場合において、死刑確定者が職員の立会い等を求めてきたときを除く。）。
- 3 上記(1)に該当せず、(2)及び(3)に該当する場合には、再審請求に係る弁護人選任届が示された後であれば立会い等のない面会を実施することは可能であることを面会を申し出た弁護士に説明した上で、当該弁護士に立会いのある面会を行う意向を確認すること。この場合、当該弁護士が立会いのある面会を行う旨を申し出たときは、職員立会いの下で面会を実施して差し支えないこと。ただし、その時点において、死刑確定者が再審請求弁護人に選任しようとする意向を有していることが明らかな場合は、立会い等をしないことを適當とする事情があると認めることが相当であること。また、面会中に選任する意向が明らかになった場合も同様であること。
- 4 上記2のいずれに該当する場合であっても、例えば、立会い等のない面会を利用して、死刑確定者が再審請求以外のことについて再審請求弁護人を介して他の者との連絡を図るような事情が具体的に認められる場合などは法第121条に定める「正当な利益」があるとは認められないことから、立会い等をしないことを適當とする事情がある場合には当たらないこと。
- 5 死刑確定者と再審請求弁護人との面会に係る時間及び携帯型パソコンの使用については、第一統括において指示することとする。

第4章 信書の発受

(信書の発受)

第21条 死刑確定者に対し、法第139条第1項各号に掲げる信書の発受につき、同法が規定するところにより発受が許されない場合を除き、これを許すものとする。なお、同項各号に掲げる信書は、第6条第1項により例示したものと同様の範囲をいうものとする。

2 死刑確定者に対し、法第139条第2項に掲げる信書について、第5条の届出に関する調査の結果や死刑判決確定前の外部交通の状況等を踏まえ、その発受の相手方との交友関係の維持、その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

(信書の検査等)

第22条 死刑確定者が発受する信書は、指名された職員が検査を行うものとする。

2 信書の検査に当たる職員は、信書の検査を行った場合、原則としてその信書の文末の余白に検印するものとする。

3 信書の検査に当たる職員は、死刑確定者との外部交通を許可する方針の者以外の者（官公庁を除く。）との間で発受する信書について、信書検査処理票をもって、法第139条第1項各号に掲げる信書該当性又は発受の必要性の有無等を見し、発受の許否等に係る判断を仰ぐものとする。

4 信書の検査を行う場合において、次の各号に掲げる信書については、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとし、検印は省略する。ただし、第3号に掲げる信書について、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、通常の検査を行う。

(1) 死刑確定者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

- (2) 死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に
関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書
- (3) 死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に
関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受す
る信書

(信書の内容による差止め等)

第23条 死刑確定者が発受する信書(前項各号に掲げる信書を含む。)について、
検査の結果、法第141条の規定により、その全部又は一部が次の各号のいづ
れかに該当するものであった場合には、その信書の発受を差し止め、又は当該
箇所を削除、若しくは抹消することとし、これらのうちいづれの措置を探るか
については、信書検査処理票をもって判断を仰ぐものとする。なお、法第13
9条第1項第2号又は同項第3号に掲げる信書として発受が許される記述を含
むものについて、当該記述以外の部分を削除、抹消する場合も同様とする。

- (1) 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容の
ものであるとき。
- (2) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果
を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあ
るとき。
- (4) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不
安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
- (5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

2 前項各号のいづれかに該当するとして信書の削除、抹消若しくは差止めを行
う場合、又は、法第139条第1項第2号又は同項第3号に掲げる信書として
発受が許される記述を含むものについて、当該記述以外の部分を削除、抹消す
る場合は、次の各号に掲げるところに従い、これを決定する。

- (1) 信書の一部が前項各号のいづれかに該当する場合、又は法第139条第1

項第2号若しくは同項第3号に掲げる信書として発受が許される記述以外の記述が含まれる場合には、削除又は抹消を行う。この場合において、第一次的には抹消の方法によるものとし、該当箇所が広範に及ぶなど、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査業務に支障を生ずるおそれがある場合、その他抹消の方法によることが相当でない場合に限り、削除の方法によるものとすること。

(2) 信書の全部が前項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難い場合には、差止めの措置を行うものとする。

3 第22条第3項及び前項の決定を受け、当該死刑確定者に対し、条、項、号及び当該条文の規定内容について告知の上、次の各号に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。

(1) 差止めの場合

当該死刑確定者に対し、次の事項について告知を行うこと。

ア 発信書 差止めを決定した日

イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、差止めを決定した日及び相手方の氏名

(2) 削除の場合

ア 該当箇所を削除した上で、交付又は発信を行うこと。

イ 死刑確定者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に規定する発信の指導を行うことなく削除したときは、削除了箇所の内容の要旨を当該死刑確定者に告知すること。

(3) 抹消の場合

ア 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、交付又は発信を行うこと。

イ 死刑確定者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に規定する発信の指導を行うことなく抹消したときは、抹消

した箇所の内容の要旨を当該死刑確定者に告知すること。

- 4 前項の死刑確定者への告知は、所管の統括又は所管の統括が指名した職員が行うものとする。

(発信の指導)

第24条 死刑確定者が発信する信書について、その記述又は内容が次の各号に該当する場合には、所管の統括又は所管の統括が指名した職員をして、当該死刑確定者に対し、書き直し等の指導を行うことができるものとするが、強制にわたることのないよう留意すること。

- 2 前項の指導は、「信書（発信分）の書き直し指導簿」（別紙4）をもって処遇部長の決裁を受けるものとする。

- (1) 第26条に定める信書の作成要領に違反する場合
- (2) 発信書の内容が前条第5項各号のいずれかに該当する場合
- (3) 法第139条第1項第2号又は同項第3号に該当する内容の記述があるために発信が許される信書について、それ以外の記述がある場合
- (4) 発信書の内容、又は当該発信申請に係る願箋等からは、法第139条に規定する信書に該当することやその他発信申請を特別に受理すべき必要性等が判断できない場合

(信書の作成時間)

第25条 死刑確定者が信書を作成する時間は、緊急の必要がある場合を除き、朝食後から就寝前までとする。ただし、点検時及び食事時間は、この限りでない。

(封筒及び便箋等の規格)

第26条 死刑確定者が使用する封筒及び便箋は、以下のとおりとする。

- (1) 封筒は一重のものとすること。
- (2) 特別の用紙を必要とする場合を除き、通信用紙は通常の便箋とすること。
- (3) 1通の信書に用いる便箋は、原則として7枚以内とすること。ただし、弁護人

等へ発信する信書はこの限りでない。

- (4) 筆記用具は、原則としてシャープペンシル（黒色）又はボールペン（黒又は青色）を使用させるものとする。
- (5) 郵便書簡に同封する便箋の枚数は、原則として6枚までとする。

2 信書の記載方法等は以下のとおりとする。

- (1) 容易に判読できる大きさ、形状、濃さの文字（原則日本語）を使用すること。
- (2) 文字は、便箋の表面（罫線のある面）の罫線間に1行ずつ記載し、欄外や裏面への記載はしないこと。
- (3) 絵などを記載し、これに重ねて文字を記載しないこと。
- (4) 未記入の便箋を同封しないこと。
- (5) 封筒には、宛名の郵便番号、住所及び氏名、差出人の郵便番号、住所及び氏名、速達であればその表記を記載し、原則として、その他の文字又はイラスト等（レタリング、住所及び氏名への下線表記を含む。）の記載は認めない。
- (6) シャープペンシル（黒色）、ボールペン（黒又は青色）以外の筆記用具を使用し、便箋に書いた文字にアンダーラインを引くことは認めるが、文字の記載（文字の縁取りを含む。）、便箋の枠取り及び便箋全体に色を塗ることは認めない。

（発信書の代筆）

第27条 自筆することができない死刑確定者が、代筆により信書の作成を希望するときは、所管の統括が指名した職員が代筆するものとする。

（発信の申請の受付日及び時間帯の制限等）

第28条 死刑確定者の発信の申請通数は、原則として休庁日を除き、1日1通とし、その受付は、原則として当該発信日の午前9時までとする。

（通数外発信等）

第29条 死刑確定者から通数を超える発信、受付日及び受付時間帯以外における

る発信の申請があった場合には、所管の統括（執務時間外にあっては監督当直者）は、その緊急性及び必要性を記載した願箋を提出させた上、許否を判断するものとする。

（信書の発受の記録）

第30条 死刑確定者が発受する信書を検査する職員は、当該死刑確定者の書信表に発受の許否（その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨）、発送・交付年月日、相手方の氏名等を記録するものとする。

- 2 第22条第4項の規定により、検査を行わなかった場合については、その旨を書信表に記録するものとする。
- 3 郵券その他の物品が同封されていた場合は、要旨欄にその品目、数量及び処置内容を記載し、受信書の表面には緑色のボールペンで品目及び数量を記載するものとする。
- 4 受信書の表面には、書信表の受信番号を緑色のボールペンで記載するものとする。

（発信に要する費用等）

第31条 信書の発信に要する費用については、死刑確定者が負担することができない場合において、発信の目的に照らし必要と認められるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

（発受を禁止した信書の取扱い）

第32条 第23条第1項各号のいずれかに該当するとして差し止めた信書又は削除した部分、法第139条第1項各号に該当せず、同条第2項による発受も認められない信書又は発受が許される理由となる内容以外であるとして削除した部分を、会計課において、領置物品とは別に釈放又は死亡するまでの間、施錠保管するものとし、釈放の際は引き渡し、死亡の場合は遺族に引き渡すものとする。

- 2 信書の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを前項同様、釈放又は死亡するまでの間、施錠保管するものとし、釈放の際は引

き渡し、死亡の場合は遺族に引き渡すものとする。

- 3 前項の規定に関わらず、引き渡すことにより当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがある場合は引き渡さないものとする。

第5章 雜則

(外国語による外部交通)

第33条 死刑確定者又はその外部交通の相手方が日本語に通じない場合には、外国語による外部交通を許すものとする。この場合において、発言又は信書の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、当該死刑確定者にその費用を負担させができるものとする。

- 2 前項に記載の通訳又は翻訳の費用は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、死刑確定者にその費用を負担させるものとする。

- (1) 本邦に派遣された外国（死刑確定者が属する国に限る。）の大使、公使、領事その他これらに準ずる者と面会し、又は信書を発受するとき。
- (2) 刑事施設の職員が通訳し、又は翻訳したとき。

- 3 死刑確定者が前項の通訳又は翻訳の費用を負担することができない場合において、面会又は信書の発受の目的に照らし相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その全部又は一部を国庫の負担とする。

- 4 死刑確定者が負担すべき通訳又は翻訳の費用を負担しないときは、その面会又は信書の発受を許さないものとする。

(手話等による面会等について)

第34条 死刑確定者又はその外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するため費用を要したときは、その費用は国庫の負担とする。

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1 情報

第 番 氏名

別紙1 面会の相手方届出表

※当所において、面会の申出をすることが予想される人について記載し届け出てください。

	氏名	生年月日	職業	関係	住所	予想される面会の目的
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

機密性2情報 完全性1情報 可用性1情報

第

番 氏名

別紙2 信書の発受の相手方届出表

※当所において、信書を発受することが予想される人について記載し届け出してください。

	氏名	生年月日	職業	関係	住所	予想される信書の発受の目的
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別紙3

面会申込票			
被収容者の氏名			
面会の目的 具体的に書いて下さい			
① 面会者氏名	生年月日	年	月 日生
住所			
関係	職業		
② 面会者氏名	生年月日	年	月 日生
住所			
関係	職業		
③ 面会者氏名	生年月日	年	月 日生
住所			
関係	職業		

別紙4

信書（発信分）の書き直し指導簿

令和 年 月 日

所長	部長	首席	統括	主任	指導者
1 被収容者の工場 居室・番号・氏名	第 工場 棟 階 室 第 番				
2 宛名人の続柄・氏名					
3 指導日時・場所	令和 年 月 日 午前・後 時 分 場所 ()				

4 指導内容等

- (1) 信書の内容が下記理由（○印を付す。）に該当するため、書き直しを指導した。
- ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できない内容のものである。
 - イ 刑罰法令に触れることとなり又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがある。
 - ウ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある。
 - エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがある。
 - オ 受信者を著しく侮辱する記述がある。
 - カ 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある。
 - キ 罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある。
 - ク 信書の発受によって、その者の拘禁目的に応じた処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある。
 - ケ 信書の作成要領及び通数並びに信書の発受の方法等について、所内の定めに反するものである。
- (2) 指導に該当した内容（簡潔に記載すること。）

5 指導結果

- (1) 素直に従った。
- (2) 従わなかった。
- (3) 次のこととを申し立てたが従った。